

令和3年度

竹内地区配水池等更新計画策定業務

特記仕様書

鳥 取 県 琴 浦 町

## 第1章 総則

### (適用範囲)

**第1条** 本仕様書は、琴浦町上下水道課（以下「発注者」という）が発注する竹内地区配水池等更新計画策定業務委託に適用する。

### (関係法令等)

**第2条** 受託者は、業務実施に当り関連する法令（水道法等）を遵守しなければならない。

### (業務従事者)

**第3条** 本業務の従事者は業務の特質を考慮して上水道事業について専門的知識と経験を有する技術者等でなければならない。

2 受託者は、管理技術者及び照査技術者を配置し、その者の経歴書を提出しなければならない。

3 管理技術者は、技術士（上下水道部門、選択科目を上水道及び工業用水道）、または総合技術監理部門（上下水道－上水道及び工業用水道）、またはRCCM（上水道及び工業用水道部門）の資格を有する者でなければならない。

4 照査技術者は、技術士（上下水道部門、選択科目を上水道及び工業用水道）、または総合技術監理部門（上下水道－上水道及び工業用水道）、またはRCCM（上水道及び工業用水道部門）の資格を有する者でなければならない。

### (業務計画)

**第4条** 受託者は、あらかじめ業務実施に必要な業務計画書を監督職員に提出し、内容について承認を受けるとともに下記の書類を提出しなければならない。

(1) 実施工程表

(2) 着手届

(3) 管理技術者届及び従事者名簿

(4) 組織表及び緊急連絡表

(5) 打合計画

(6) その他

2 業務計画書に重要な変更が生じた場合は、その都度変更業務計画書を提出し、監督職員への承認を受けなければならない。

### (秘密保持の義務)

**第5条** 受託者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

### **(貸与資料)**

**第6条** 本業務の実施にあたり、発注者の保有する資料（既設配水池に係る資料、管路台帳、水道事業基本計画書、既認可申請書、その他関連資料等）を受託者に貸与する。貸与した資料及びその複写物等は、管理技術者が保管し、業務終了後返還しなければならない。

### **(目的外使用の禁止)**

**第7条** 受託者は、発注者から提供を受けた資料を本業務以外に使用し、もしくは第三者に提供し又は使用させてはならない。

### **(損害賠償)**

**第8条** 本業務履行に伴い事故等が発生した場合は、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の経過及び内容等について、直ちに発注者に報告しなければならない。

2 前項において生じた損害はすべて受託者の責任において解決しなければならない。

### **(疑義)**

**第9条** 受託者は、設計図書に記載された事項の解釈について、疑義を生じた場合は、監督職員と協議しその指示に従わなければならない。

2 本仕様書において明記のない事項について、疑義を生じた場合は、監督職員と協議しその指示に従わなければならない。

### **(業務の実施)**

**第10条** 業務の実施については、監督職員と十分協議したうえで指示に従い着手しなければならない。

### **(協議・打合報告及び作業報告)**

**第11条** 受託者は、協議について、その都度、議事録を作成し、管理技術者が確認した上で監督職員に提出しなければならない。

### **(業務の監督及び検査)**

**第12条** この業務で受託者の指名した管理技術者は、業務の方法、状態、記録及び成果等の整理について十分な監督指導を行わなければならない。

2 成果及び記録は、作業ごとに点検を行い、作業が終了した時点において再度点検を行ったうえで監督職員に提出し、管理技術者の立会いのもと、監督職員の検査を受けなければならない。

- 3 受託者は本業務が完了したとき及び引渡後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を行わなければならない。

**（業務委託期間）**

**第 13 条** 本業務の委託期間は、契約日から令和 4 年 2 月 2 8 日までとする。ただし、監督職員より別途指示があった場合はこの限りではない。

## 第2章 業務内容

### (業務の目的)

第14条 本業務は、琴浦町水道事業の竹内配水池を更新することをふまえ、配水池容量、配水池構造、移転場所、移転に伴う配水管路の更新について概略的な検討や比較選定を実施設計に先立って行い、それらをまとめた更新計画を策定する。また、金屋浄水池との機能統合の検討を行う。併せて、上中村地区を給水エリアに加えることも検討する。

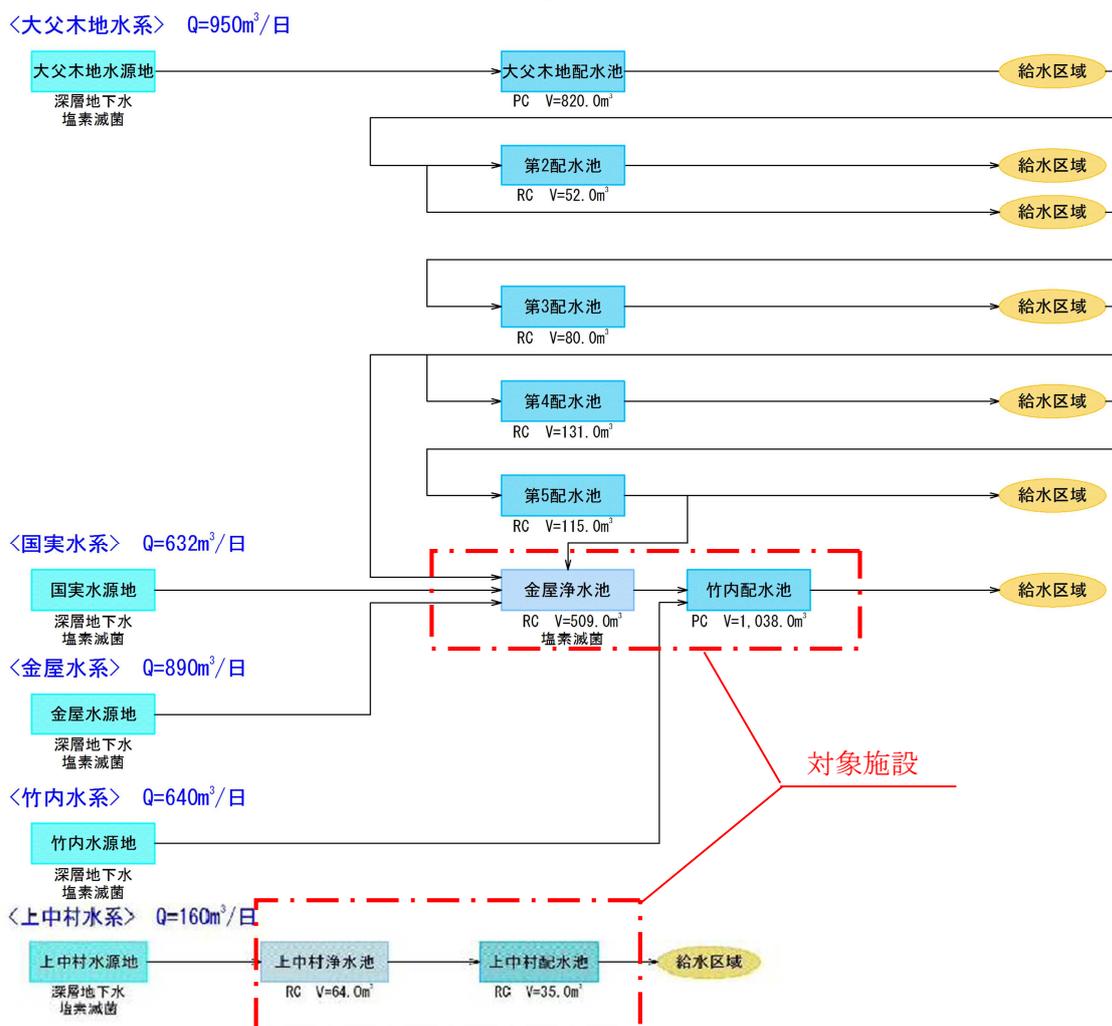
### (業務対象施設)

第15条 本業務における対象施設は、下表のとおり。

#### ▼ 本業務の対象施設

施設名称	構造	計画給水量
竹内配水池	PC造	1,038 m <sup>3</sup> /日
金屋浄水池	RC造	509 m <sup>3</sup> /日
上中村浄水池・配水池	RC造	64 m <sup>3</sup> /日, 35 m <sup>3</sup> /日

#### ▼ 配水フロー



### **(現況把握)**

**第 17 条** 竹内配水池に関する現況把握を行う。作業項目は以下のとおり。

- ・ **対象施設の資料収集**

対象施設の沿革や現況及び周辺の配管状況を中心に資料収集を行い、配水池が移転後も機能が維持できるよう配管状況や送配水特性の把握を行う。

- ・ **対象施設の現地調査**

対象施設の現地調査を行い立地条件、周辺状況を含めた施設状況の確認を行う。

- ・ **取水量、配水量分析**

過去 5 か年の対象施設に関連する水源の取水量及び配水池からの配水量を整理・分析する。

### **(分析・評価・課題抽出)**

**第 18 条** 対象施設の現状について、立地条件や貯留能力及び関連する水源との送水システムについて分析・評価を行い更新後の竹内配水池が解消すべき課題を抽出し、総合的な観点から事業の現状を分析する。

### **(基本事項の決定)**

**第 19 条** 現況把握と課題抽出をふまえ、以下の基本事項を設定する。

- ・ **計画配水区域の設定**

第 5 配水池、金屋浄水池、竹内配水池の現況の配水区域をふまえて移転後の竹内配水池の配水区域を設定する。

- ・ **計画給水人口、給水量の設定**

設定した計画配水区域における配水実績を基に計画配水量を設定する。

- ・ **計画年次の設定**

配水池更新事業の年次計画を作成する。

- ・ **配水池容量の決定**

設定した計画配水量に基づき配水池容量を決定する。

- ・ **配水池構造の選定**

設定した配水池容量をふまえ、必要な機能を有した配水池構造を選定する。

### **(整備内容の決定)**

**第 20 条** 決定された基本事項に従い、整備内容を設定する。

#### **①整備案の抽出**

- ・抽出された課題を解決するための対策を立案する。
- ・関連する水源地、配水池、浄水池の将来計画を確認し、対応可能な仕様とする。
- ・地形との整合をはかり、現在の地形を極力利用する。
- ・配水域の水圧を確保するために必要な標高を検討し用地を選定する。

#### **②整備案の作成**

- ・施設整備および維持管理の合理性を考慮する。
- ・整備計画工程の検討、概算費用を算出する。

#### **③整備案の評価**

- ・整備案の中から施設全体としての合理性から最適な案を選定する。

### **(計画のとりまとめ)**

**第 21 条** 調査検討結果をとりまとめて更新計画書を作成する。

### **(成果品)**

**第 22 条** 本業務の成果品として、次のものを納入する。

- (1) 報告書 3部
- (2) データを記録した電子媒体 1式